

「火災とまぎらわしい煙又は火炎を 発するおそれのある行為等」の 届出について【留意事項】

□ 消防署へ届出書を提出しても、焼却行為が合法化されるわけ
ではありません。

※消防署への届出制度は、実施状況の把握や火災予防の観点から設けられ
たもので、**許可を出した訳ではありません。**

□ 届出をした場合でも、通行人等から「通報」・「苦情」などがあれ
ば、消防隊が確認のため出動することがあります。

※火災の危険、近隣住民への影響等が認められれば、焼却行為の停止や、
消火等を指示することがあります。

※トラブルにならないよう近隣住民への事前の周知や、少量ずつ焼却する
など周囲に配慮して行ってください。

□ 下記の焼却以外は法律で禁止されています。

- ① 農業、林業、又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる
焼却（稲わら、あぜの草など）
- ② 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な焼却
（門松、しめ縄等を燃やす行事など）
- ③ 国又は地方公共団体でその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼
却（災害時の応急対策、火災予防訓練など）
- ④ たき火、その他日常生活を営む上で、通常行われる軽微な焼却
（落ち葉焚き、キャンプファイヤーなど）

（注意）プラスチックやビニールなど他の廃棄物を混ぜて燃やさないこと！

違反した場合、

「5年以下の懲役若しくは1千万円(法人は3億円)以下の罰金、
又はこの併科」という重い罰則が科されます。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条第1項第15号)